

市民意見募集

都市計画道路の見直し素案

市では、長期末整備となっている都市計画道路についての見直し（計画の存続、変更、廃止）を検討しています。

このたび、見直しの素案を作成しましたので、皆さんの意見をお聞かせ下さい。

意見募集期間

平成24年12月3日（月） から
平成25年1月31日（木） まで

千葉市役所 都市計画課

平成24年12月1日

目 次

はじめに	・ · · 1 ページ
見直し検討の経過	・ · · 2 ページ
1 都市計画道路の見直しについて	
(1) 見直しの背景	・ · · 3 ページ
(2) 都市計画道路の見直し素案	・ · · 7 ページ
路線図（全体図）	・ · · 8 ページ
廃止路線一覧（骨格道路）	・ · · 9 ページ
廃止路線一覧（地区道路）	・ · · 12 ページ
変更路線一覧（骨格道路）	・ · · 13 ページ
2 見直し検討の流れ	・ · · 14 ページ
3 今後の予定	・ · · 19 ページ
4 意見募集の案内	・ · · 20 ページ

([] 内が、主要な内容です。)

はじめに

本市では、151路線、約402kmの都市計画道路が決定されており、その内の約7割が整備完了していますが、整備が完了していない路線（未整備路線）については、決定後20年以上経過しており、社会経済情勢等の変化に応じた見直しが必要となっています。

また、都市計画道路の区域内にある土地には、一定の建築制限が生じることから、このような未整備路線について、市として見直しの考え方を明示し、それに対する皆さんの合意を得ながら進めていくことが重要と考えています。

このため、市では、皆さんの意見を頂きながら、都市計画道路の見直し手順や対象路線の抽出方法、評価方法等についてとりまとめ、平成18年9月に「千葉市都市計画道路の見直しのガイドライン」を策定しました。

その後、同ガイドラインにもとづいた検討を行うとともに、必要性が確認された路線であっても、その整備には長期間を要すると考えられることから、さらに整備優先度等を考慮した検討を行い、このたび都市計画道路の見直し素案として作成しました。

(見直し検討の経過)

平成18年 2月 見直しの基本的な考え方に関する市民意見募集

平成18年 7月 千葉市都市計画道路の見直しのガイドライン（案）に係るパブリックコメント

平成18年 9月 千葉市都市計画道路の見直しのガイドライン策定・公表

平成18年11月 千葉市都市計画道路の見直し（中間報告）公表
〔内容〕ガイドラインにもとづいた骨格道路及び地区道路
の区分結果、見直し検討対象路線の公表

平成24年12月 千葉市都市計画道路の見直し素案の公表・意見募集
【今回】

○千葉市都市計画道路の見直しのガイドラインとは
都市計画道路の見直し手順や対象路線の抽出方法、評価方法等について
まとめた指針です。

1 都市計画道路の見直しについて

(1) 見直しの背景

本市の都市計画道路の約7割は、整備が完了していますが、このうち歩行者専用道等を除いた計画道路の未整備延長は約96kmで、都市計画決定から20年以上経過している状況です。^(◆1)

市では、道路の渋滞や混雑の緩和、安全で快適な歩行空間の確保などを目的に道路整備を進めていますが、近年の整備の進捗状況からみて、残る都市計画道路の整備には、引き続き長期間を要することが想定されます。

また、人口減少や少子・高齢化^(◆2)といった社会経済情勢の変化、自動車交通量の減少、集約型都市構造への転換といったを目指すべき都市の構造^(◆3)を踏まえた計画の見直しが必要となっています。

○都市計画道路とは　都市の将来像を踏まえながら、円滑な都市活動を支え、生活利便性の向上を図ることなどを目的として、都市計画法にもとづき定めているものです。その計画線の内側では、一定の建築制限^(※)が加えられています。

(※) 都市計画道路区域内の建築制限について（都市計画法第53条）

都市計画道路の区域内で建築できる建物には制限があり、階数が2階以下（地階を含まない。）まで、かつ、構造は、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等でなければ建築することができません。

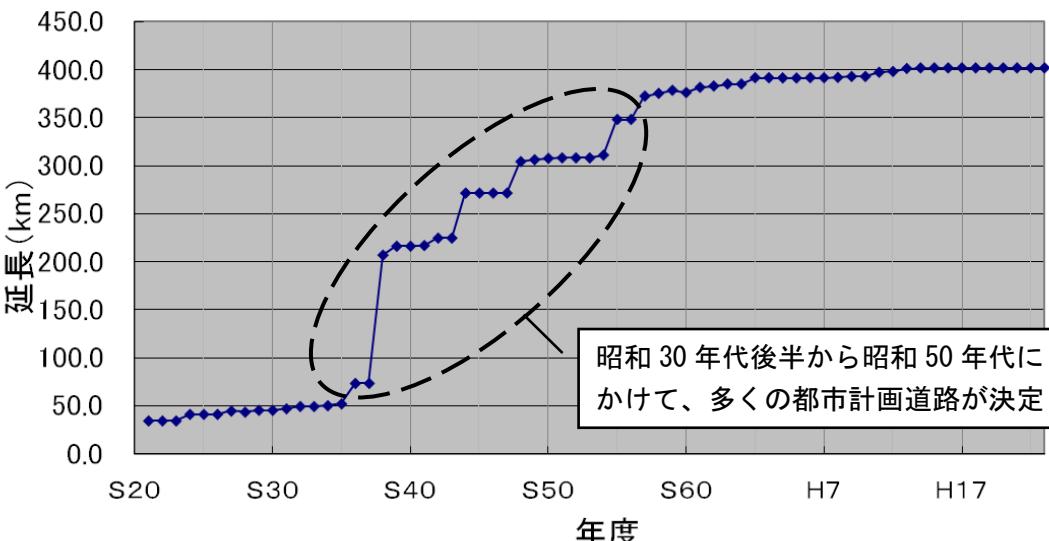
なお、千葉市の場合、階数の制限については、一部事業化予定の路線等を除き、3階以下まで緩和しています。

◆ 1 本市の都市計画道路の現状について

- 本市の都市計画道路はまちづくりに応じて決定され、その計画延長は、401.6km
- 整備延長は285.0km、整備率は71.0%

(平成23年度末現在)

本市都市計画道路の決定状況



千葉市のまちづくりの沿革

〔昭和20年代〕

戦災復興を目的に制定された特別都市計画法にもとづき、昭和23年に人口規模を30万人とする『千葉市総合復興計画』を策定、臨海地帯の造成と共に伴う千葉港の整備を進め工業都市、港湾都市としての発展がはじまりました

〔昭和40年代〕

高度成長により首都圏の受皿としての急激な人口増があり、それに伴う郊外や臨海部のベットタウンが計画され、それに伴い多くの路線が決定されました

〔昭和60年代以降〕

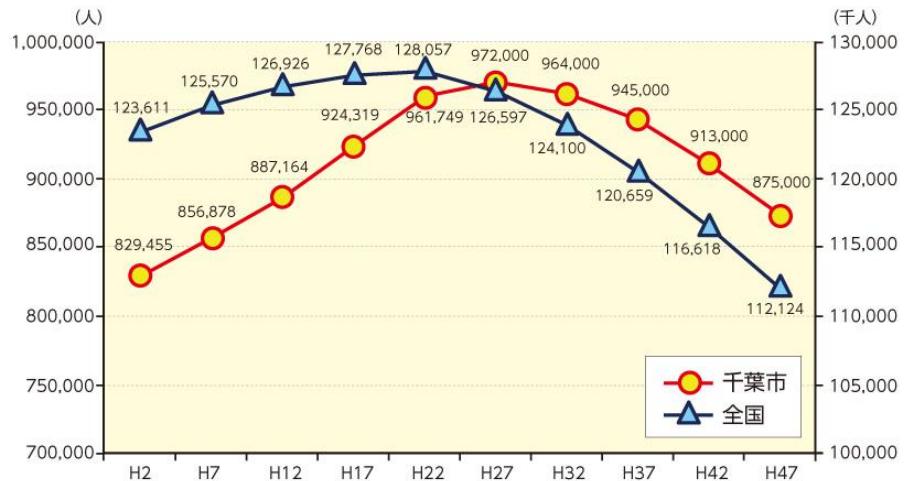
国・県等の各種計画との整合を図りながら、東京都区部の一極集中を是正すべき業務核都市として幕張新都心開発などの整備がはじまりました

千葉市都市計画道路の見直しのガイドラインにより、歩行者専用道等を除いた計画道路（幹線街路）を見直しの対象としており、その未整備延長は約96kmで、都市計画決定から20年以上が経過しています。

◆2 少子・高齢化の進展について〔千葉市新基本計画（平成24年3月）より〕 (市内人口の将来見通し)

全国の人口は横ばいであり、近く減少に転じる見通しですが、本市の総人口は、今後しばらくは増加し、平成27年（2015年）に97.2万人に達した後、全国に比べ緩やかに減少する見通しです。平成47年（2035年）には87.5万人と、平成11年（1999年）頃の水準まで減少する見通しです。

■人口推移の比較（千葉市・全国）



（年少人口、高齢者人口の将来見通し）

高齢者（65歳以上）の人口が増加を続け、平成27年（2015年）には4人に1人が、平成47年（2035年）には3人に1人が高齢者という超高齢社会が到来する見通しです。また、当面は、65～74歳の高齢者が75歳以上の高齢者を上回りますが、平成33年（2021年）には逆転する見通しです。これに対し、年少人口（15歳未満）や生産年齢人口（15～64歳）は減少を続ける見通しです。

■年齢3区分人口及び高齢化率の見通し

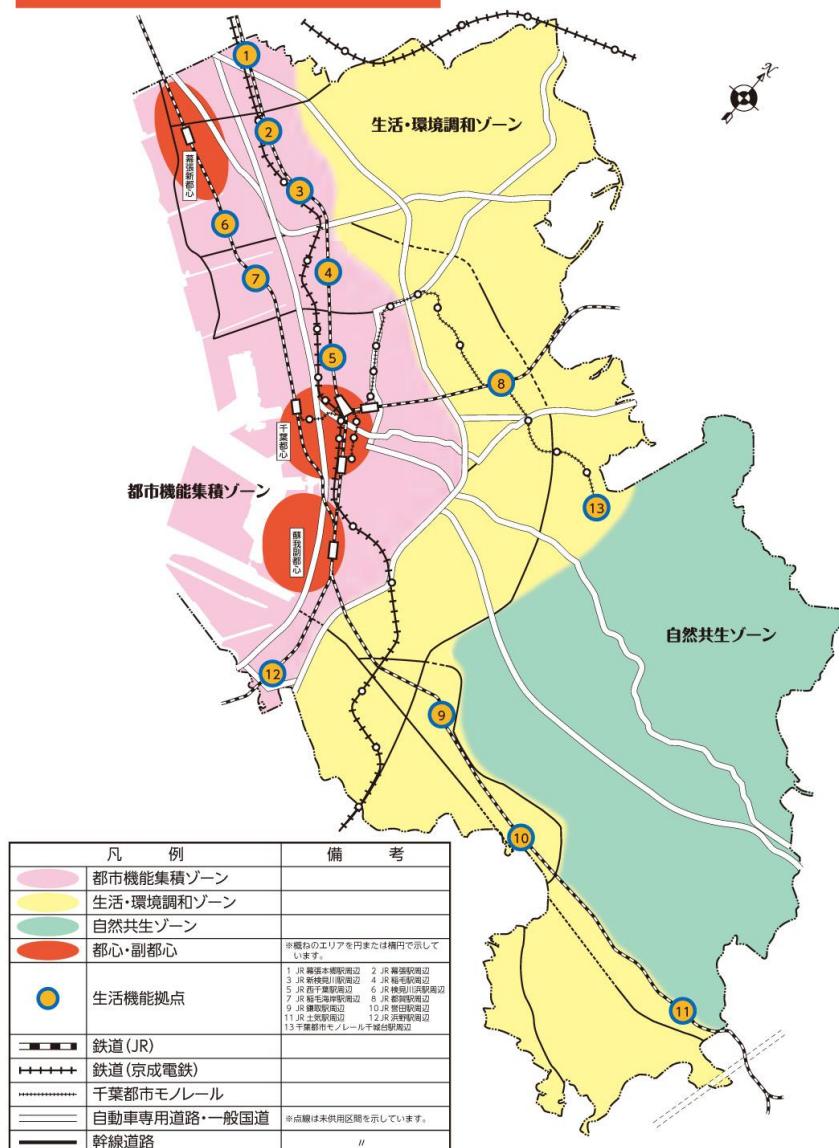


◆3 目指すべき都市の構造について〔千葉市新基本計画（平成24年3月）より〕

基本的な考え方

- ・市民の安全で快適な生活と、効率的な都市経営との両立を図るため、長期的な方向性として、市民生活に必要な諸機能を徒歩圏域内に集約するなどの「集約型都市構造」への転換を基本とします。
- ・ただし、集約型都市構造への転換は、様々な面で市民生活へ影響することが予測されるため、市民の理解と合意形成が必要不可欠であることから、長期的展望に基づき、その実現に向け、具体的な方策について検討し、取組みを進めます。

都市構造（機能ゾーン・拠点の形成）



[集約型都市構造の基本的なイメージ]

- ・本市の都市構造の現状を踏まえた「集約型都市構造」とは、ひとつの都心部に都市機能が集中する、一極集中型のまちではありません。
- ・住宅や商業・業務などの機能が集積し、公共交通のアクセスが充実した複数の「機能を集約する拠点」が、適切な機能分担のもとに連携する多心型の都市構造の中で、都市機能が効率的にまとまり、公共交通で結ばれた状態を基本的なイメージとします。

(2) 都市計画道路の見直し素案

平成18年9月に策定した「千葉市都市計画道路の見直しのガイドライン」等にもとづき、これまでに決定されている都市計画道路を骨格道路と地区道路に分類したうえで、見直し検討対象となった路線を、計画存続、変更、廃止のいづれかに区分し、素案を作成しました。

個々の路線については、次ページ以降の見直し素案路線図（全体図）、廃止路線一覧、変更路線一覧のとおりです。

【未整備の都市計画道路（延長約96km）を以下のとおり区分しました】

- 計画存続 27路線（約59km）
- 変更 1路線（約1km）
- 廃止 35路線（約36km）

〔参考〕

- 1) 未整備延長（約96km）の約4割が廃止となります。
- 2) 概ねの事業費として、廃止分が 1,500億円 と試算しており、本案のとおり廃止した場合には、当該事業費相当の将来的な負担が縮減します。また、計画存続（変更を含む）分については 2,500億円 と試算しており、この整備完了には、50年以上（過去5年間における都市計画道路に関わる事業予算の平均から試算）を要すると想定しています。

計画存続とした路線（変更を含む）は、市域外との広域的な連絡や市内拠点の連絡を図るために基本的な路線です。このような道路網の形成を推進するに当っては、財政的な制約等を踏まえつつ、適時、最適な事業手法を選択するとともに、より事業効果の高いものなどから優先的に着手するなど、効率的、重点的な整備に取り組んでいきます。

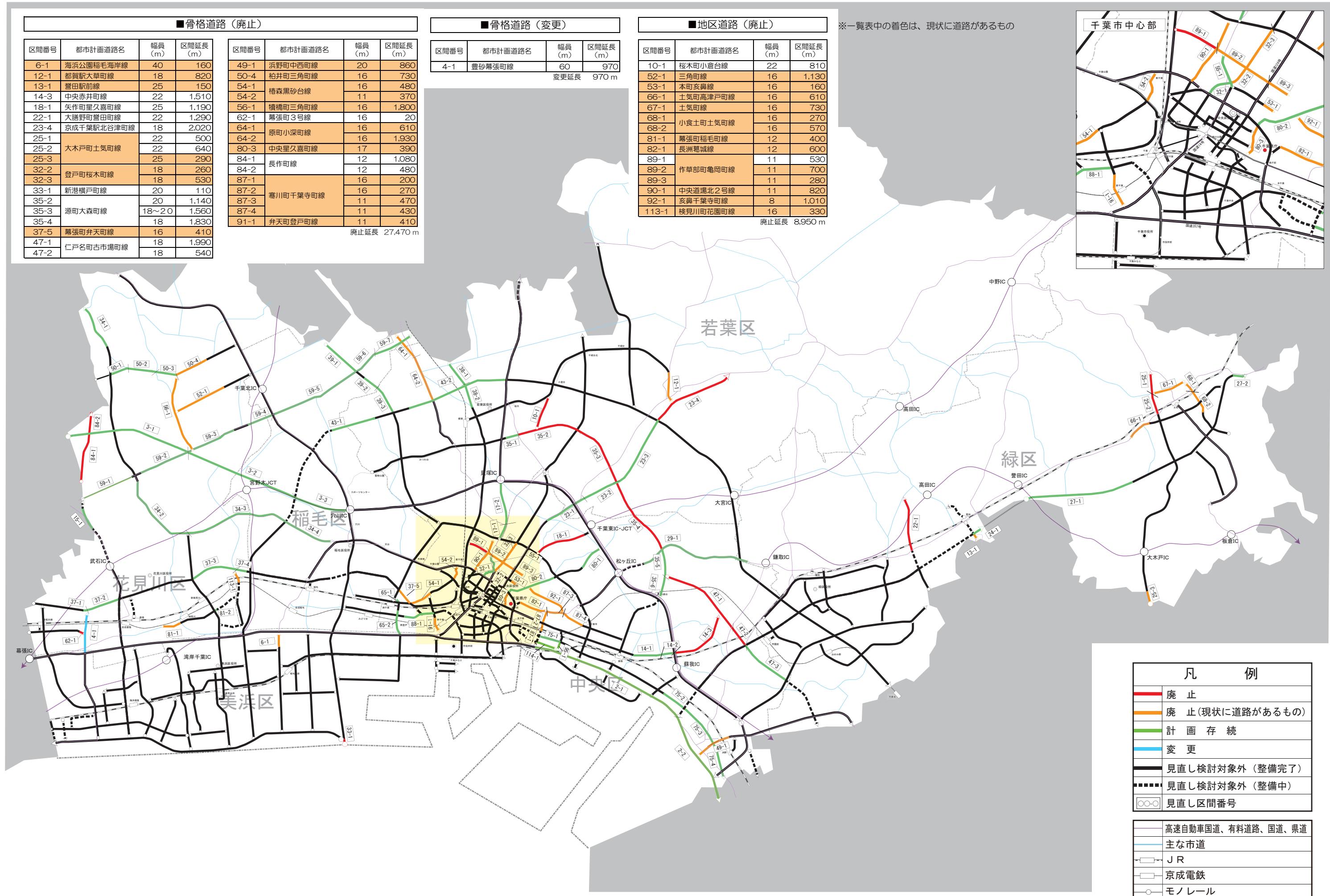
■骨格道路とは

上位計画の位置づけや交通処理機能、都市形成の観点から総合的な視点での検討が必要な道路です。

■地区道路とは

特定の地区レベルのサービスを提供する道路で、評価の低いものは見直す可能性がある道路です。

都市計画道路の見直し素案路線図（全体図）



廃止路線一覧（骨格道路）

骨格道路の廃止路線（区間）一覧表 その1						
区間番号	道路番号	都市計画道路名	幅員(m)	区間延長(m)	主な関係町名	廃止理由 ※P 11
6-1	3・1・6	海浜公園稲毛海岸線	40	160	(美浜区) 稲毛海岸三丁目、稲毛海岸四丁目	①
12-1	3・3・12	都賀駅大草町線	18	820	(若葉区) 大草町	①
13-1	3・3・13	誉田駅前線	25	150	(緑区) 誉田町三丁目	②-1
14-3	3・5・14	中央赤井町線	22	1,510	(中央区) 今井町、大巖寺町、赤井町	①
18-1	3・3・18	矢作町星久喜町線	25	1,190	(中央区) 矢作町、星久喜町	②-1
22-1	3・3・22	大膳野町誉田町線	22	1,290	(緑区) 誉田町一丁目、誉田町二丁目、高田町	①
23-4	3・3・23	京成千葉駅北谷津町線	18	2,020	(若葉区) 多部田町、大草町、北谷津町	①
25-1	3・3・25	大木戸町土気町線	22	500	(緑区) 土気町	①
25-2			22	640	(緑区) 土気町	①
25-3			25	290	(緑区) 大木戸町	①
32-2	3・4・32	登戸町桜木町線	18	260	(中央区) 道場南一丁目	②-3
32-3	3・4・32	登戸町桜木町線	18	530	(中央区) 道場南一丁目、道場南二丁目	②-2
33-1	3・4・33	新港横戸町線	20	110	(美浜区) 新港	①
35-2	3・4・35	源町大森町線	20	1,140	(若葉区) 貝塚二丁目、貝塚三丁目、貝塚四丁目、加曾利町	②-1
35-3			18 ～ 20	1,560	(若葉区) 加曾利町	②-1
35-4			18	1,830	(若葉区) 大宮町 (中央区) 仁戸名町	②-1
37-5	3・4・37	幕張町弁天町線	16	410	(中央区) 松波二丁目	②-2
47-1	3・4・47	仁戸名町古市場町線	18	1,990	(中央区) 仁戸名町、大森町、花輪町、赤井町	②-1
47-2			18	540	(中央区) 赤井町、生実町	②-1

骨格道路の廃止路線（区間）一覧表 その2						
区間番号	道路番号	都市計画道路名	幅員(m)	区間延長(m)	主な関係町名	廃止理由 ※P11
49-1	3・4・49	浜野町中西町線	20	860	(中央区) 浜野町	②-3
50-4	3・4・50	柏井町三角町線	16	730	(花見川区) 三角町、千種町	②-2
54-1	3・4・54	椿森黒砂台線	16	480	(中央区) 松波一丁目、松波二丁目、松波三丁目	①
54-2			11	370	(中央区) 椿森一丁目	②-1
56-1	3・4・56	犢橋町三角町線	16	1,800	(花見川区) 犢橋町、三角町、千種町	②-1
62-1	3・4・62	幕張町3号線	16	20	(花見川区) 幕張町一丁目	②-1
64-1	3・4・64	原町小深町線	16	610	(稻毛区) 小深町 (若葉区) 若松町	②-1
64-2			16	1,930	(若葉区) 若松町、西都賀五丁目	②-1
80-3	3・4・80	中央星久喜町線	17	390	(中央区) 中央四丁目	①
84-1	3・5・84	長作町線	12	1,080	(花見川区) 長作町、作新台五丁目、作新台七丁目	①
84-2			12	480	(花見川区) 作新台二丁目、作新台三丁目	②-1
87-1	3・6・87	寒川町千葉寺町線	16	200	(中央区) 末広一丁目、末広二丁目	②-2
87-2			16	270	(中央区) 末広一丁目、末広二丁目、葛城一丁目、千葉寺町	②-2
87-3			11	470	(中央区) 千葉寺町	②-2
87-4			11	430	(中央区) 千葉寺町	①
91-1	3・6・91	弁天町登戸町線	11	410	(中央区) 新千葉二丁目、新千葉三丁目、登戸二丁目、登戸三丁目	②-2
合 計				27,470 m		

※ 骨格道路の廃止路線（区間）一覧表・・・廃止理由欄について

どのような判断によって廃止としたのか、以下のとおり類型的に区分し、該当する記号を記載しています。

記号	説明	
①	都市計画道路の見直しのガイドラインによる検討にもとづくもの	骨格道路であっても、一定の区間単位で検討を行ったところ、現状にある道路で、車道及び歩道ともに最低限の幅員が確保されている場合や、市街化調整区域内で交通需要がほとんど見込まれないことなどから廃止と判断されたもの
②-1	整備優先度等を考慮した検討にもとづくもの 「都市計画道路の見直しのガイドラインによる検討」で計画存続となった骨格道路は、必要性が確認された路線ですが、その整備には長期を要すると考えられることから、さらに右の視点により見直しを検討したもの	視点1] 骨格道路の評価で「A) 広域的な道路網を形成するもの」、「B) 本市都市構造を支える道路網を形成するもの」に該当しないことから、廃止と判断されたもの ※P16
②-2		視点2] 現状道路の部分的な歩道整備により都市計画道路と同等な機能確保ができることから、廃止と判断されたもの
②-3		視点3] 他の道路への利用転換を促すことで交通需要に対応できることから、廃止と判断されたもの

廃止路線一覧（地区道路）

以下の一覧表の路線については、地区道路の評価項目である「まちづくり支援」に該当しない、または評価が低いことなどから廃止と判断されたものです。

地区道路の廃止路線（区間）一覧表					
区間番号	道路番号	都市計画道路名	幅員(m)	区間延長(m)	主な関係町名
10-1	3・3・10	桜木町小倉台線	22	810	(若葉区) 桜木三丁目、桜木八丁目、小倉町
52-1	3・4・52	三角町線	16	1,130	(花見川区) 穂橋町、千種町
53-1	3・4・53	本町亥鼻線	16	160	(中央区) 本町三丁目、亀井町、亥鼻一丁目
66-1	3・4・66	土気町高津戸町線	16	610	(緑区) 高津戸町、大高町、大木戸町
67-1	3・4・67	土気町線	16	730	(緑区) 土気町
68-1	3・4・68	小食土町土気町線	16	270	(緑区) 土気町
68-2			16	570	(緑区) 土気町、あすみが丘東二丁目
81-1	3・5・81	幕張町稻毛町線	12	400	(花見川区) 検見川町一丁目、幕張町五丁目
82-1	3・5・82	長洲葛城線	12	600	(中央区) 長洲一丁目、長洲二丁目、亥鼻二丁目、葛城一丁目
89-1	3・6・89	作草部町亀岡町線	11	530	(中央区) 祐光一丁目、祐光四丁目、道場北一丁目
89-2			11	700	(中央区) 道場北一丁目、道場南一丁目、東本町、本町二丁目
89-3			11	280	(中央区) 亀井町、亥鼻一丁目
90-1	3・6・90	中央道場北2号線	11	820	(中央区) 院内二丁目、祐光一丁目、道場北一丁目、道場北二丁目
92-1	3・6・92	亥鼻千葉寺町線	8	1,010	(中央区) 亥鼻二丁目、亥鼻三丁目、葛城一丁目、葛城二丁目、千葉寺町
113-1	3・4・113	検見川町花園町線	16	330	(花見川区) 検見川町五丁目、南花園一丁目、花園町 (稲毛区) 小中台町、稻毛町四丁目、稻毛町五丁目
合 計			8,950 m		

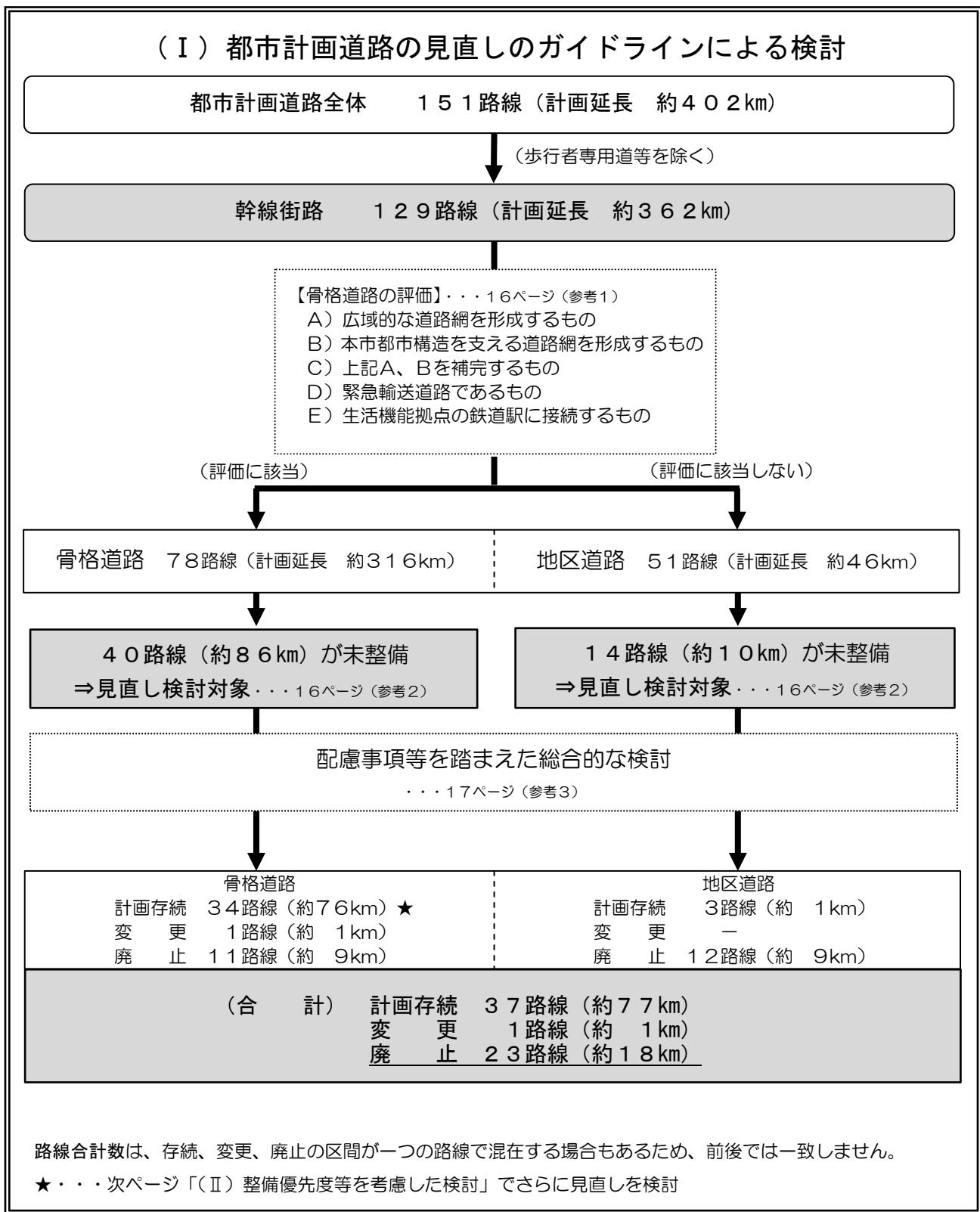
変更路線一覧（骨格道路）

以下の一覧表の路線については、将来交通量による検討の結果、2車線相当の幅員に変更と判断されたものです。

骨格道路の変更路線（区間）一覧表					
区間番号	道路番号	都市計画道路名	幅員(m)	区間延長(m)	主な関係町名
4-1	3・3・10	豊砂幕張町線	60	970	(花見川区) 幕張町一丁目、幕張町二丁目、幕張本郷四丁目
合 計				970 m	

2 見直し検討の流れ

都市計画道路の見直しのガイドラインによる検討を行ったところ、計画存続と判断された路線は約77kmとなり、その整備には引き続き長期間を要すると考えられることから、さらに整備優先度等を考慮した検討を行いました。



(Ⅱ) 整備優先度等を考慮した検討

「(Ⅰ) 都市計画道路の見直しのガイドラインによる検討」(前ページ)で計画存続となった骨格道路(34路線、約76km)については、必要性が確認された路線ですが、その整備には長期を要すると考えられることから、さらに以下の視点により見直しを検討しました。

視点1. 骨格道路の評価項目

- ・A) 広域的な道路網を形成するもの
- ・B) 本市都市構造を支える道路網を形成するもの

で評価された路線(⇒整備優先度が高いと考えられる路線)に該当しない路線を、「廃止」

〔なお、これにより、「D) 緊急輸送道路であるもの」、「E) 生活機能拠点の鉄道駅に接続するもの」で評価された路線については、廃止となりますが、現状にある道路により、同等な機能が確保されています。〕

視点2. 現状に道路がある場合で、

部分的な歩道整備により都市計画道路と同等な機能確保が可能と考えられる路線を、「廃止」

視点3. 現状に道路がある場合で、

他の道路への利用転換を促すことで交通需要に対応できると考えられる路線を、「廃止」

骨格道路の廃止 15路線 (約18km)



以上(Ⅰ)、(Ⅱ)による検討結果をとりまとめ、未整備の都市計画道路(延長約96km)を以下のとおり区分したものが、見直し素案です。

【見直し素案】

骨格道路		地区道路	
計画存続	24路線(約58km)	計画存続	3路線(約 1km)
変更	1路線(約 1km)	変更	—
廃止	23路線(約27km)	廃止	12路線(約 9km)
(合 計)		計画存続	27路線(約59km)
		変更	1路線(約 1km)
		廃止	35路線(約36km)

路線合計数は、存続、変更、廃止の区間が一つの路線で混在する場合もあるため、前後では一致しません。

(参考1) 骨格道路の評価

ガイドラインにある骨格道路の評価項目から評価を行いました。

評価項目		評価の視点	
A	広域的な道路ネットワークの形成	千葉県における広域的な道路ネットワークを形成する道路（主要幹線街路）を評価する。	
B	本市の都市構造を支える道路ネットワークの形成	1	拠点地区（都心、生活機能拠点等）間を連絡する道路を評価する。
		2	千葉市都心部の自動車交通の整流化を図る道路を評価する。
		3	郊外市街地、大規模団地への連絡を図る道路を評価する。
C	本市の都市構造を支える道路ネットワークの補完	1	千葉都心に対する放射環状道路に並走する道路を評価する。
		2	自動車専用道路に連絡する道路を評価する。
		3	主要幹線街路（Aで評価）間を連絡する道路を評価する。
		4	市域外とを連絡する道路を評価する。
D	都市防災の向上	地域防災計画の緊急輸送道路となっている道路を評価する。	
E	公共交通の支援	将来都市構造の生活機能拠点に位置づけられている鉄道駅等に連絡する道路を評価する。	

(参考2) 見直し検討対象路線の設定について

■見直し検討対象路線の基準（その1）

原則的に、整備が完了している路線や事業着手している路線は、現在のまま存続するものとし、見直しを検討する路線は、次に該当するものです。

- ①都市計画決定から20年以上事業着手していないもの
- ②上位・関連計画で事業計画の位置づけがないもの

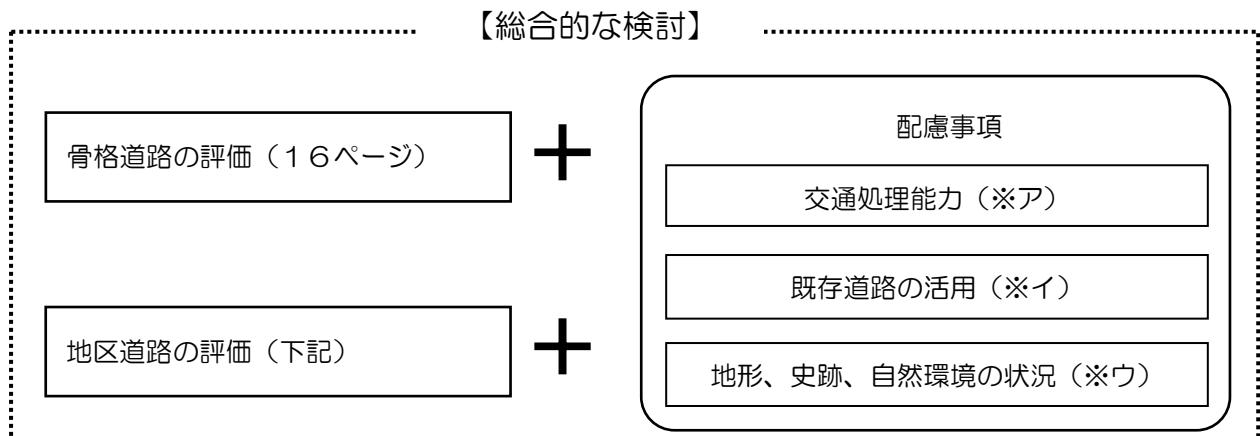
■見直し検討対象路線の基準（その2）

見直し評価は路線区間単位で行う。

○なお、平成18年11月の中間報告以降、新たな都市計画道路の決定や、事業状況（完了、着手、休止）の変化した路線があったことから、骨格道路、地区道路の区分及び見直し検討対象路線については、平成23年度末時点の状況で再整理しました。

(参考3) 配慮事項等を踏まえた総合的な検討

骨格道路については、すでに評価済みであるので、地区道路について評価を行ったのち、骨格、地区道路ともに、配慮事項を踏まえ、総合的な検討を行いました。



※ア 将来自動車交通量の推計により、廃止した場合の周辺道路への影響を確認

※イ 現状に道路がある場合、代替道路の必要幅員基準 (18ページ) を満たしているか確認

※ウ ルート上の高低差、指定史跡、土地利用の状況を地形図、航空写真等により確認

<地区道路の評価>

ガイドラインにある地区道路の評価項目から評価を行いました。

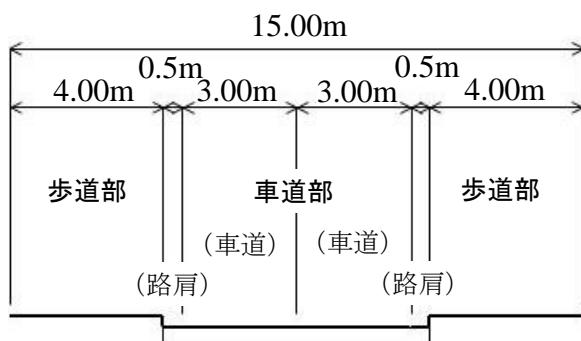
評価項目	視点
1 まちづくりの支援	① 土地区画整理事業、都市開発事業に位置づけられ、土地利用の誘導、上位道路へ接続する機能が必要な道路を評価する。
	② 住宅、商業、工業系土地利用の緩衝帯となり、適正な土地利用を誘導する道路を評価する。
2 居住環境の向上	① 居住環境区内（骨格道路又は国県道で囲まれた地区）における歩行者等の安全性を向上させる道路を評価する。 ⇒地区内交通量が1万台／日を超える居住環境区にある道路
	② 公共施設の利便性を向上する道路を評価する。 ⇒公共交通機関による利用が考えられる公共施設で、その公共施設から最も直近にある500m以内の道路（既存道路による対応が可能である場合は評価しない）
3 都市防災の向上	① 火災時における延焼遮断帯として機能する道路を評価する。 ⇒防火・準防火地域、または重点密集市街地内で15m以上の幅員を有する道路
4 公共交通の利用支援	① 公共交通不便地区の解消を図る道路を評価する。 ⇒バス路線の拡充等により不便地区の解消が可能である既存道路がある場合は評価しない。
	② 重点的にバリアフリー化を図る必要がある道路を評価する。 ⇒千葉市バリアフリー基本構想の生活関連経路として位置づけられている道路

『地区道路の評価について』

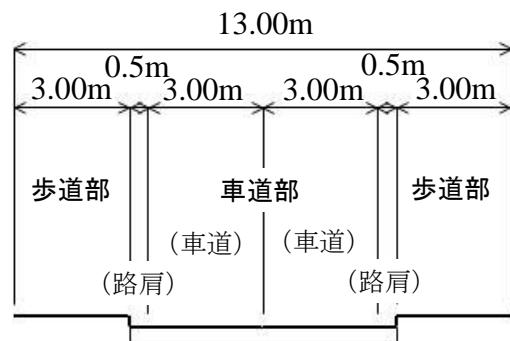
ガイドラインによる地区道路の見直し方針では、評価に該当しない、又は、1つしか該当しない場合は、見直す路線としています。但し、「①まちづくりの支援」に該当する場合は存続としています。

(代替道路の必要幅員基準) 道路構造令を参考に定めたもの

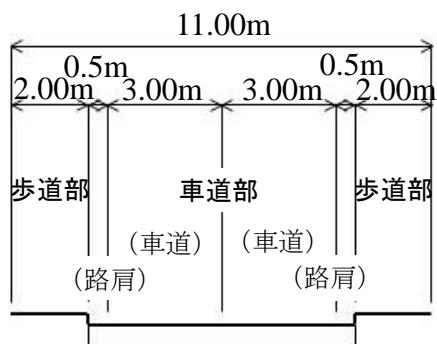
(単位:m)		
	市街化区域	市街化調整区域
骨格道路	<u>(鉄道駅にアクセスする路線)</u> 車道部 $(3.00+0.5) \times 2 = 7.00$ 歩道部 $2.00 \times 2 = 4.00$ 計 11.0m 以上【図C参照】 <u>(上記以外の路線)</u> 車道部 $(3.00+0.5) \times 2 = 7.00$ 歩道部 $3.00 \times 2 = 6.00$ 計 13.0m 以上【図B参照】	車道部 $(3.00+0.5) \times 2 = 7.00$ 歩道部 $2.00 \times 2 = 4.00$ 計 11.0m 以上【図C参照】
地区道路	車道部 $(3.00+0.5) \times 2 = 7.00$ 歩道部 $2.00 \times 2 = 4.00$ 計 11.0m 以上【図C参照】	



(図A) 幅員15mの横断面構成



(図B) 幅員13mの横断面構成



(図C) 幅員11mの横断面構成

3 今後の予定

平成24年12月 1日 都市計画道路の見直し素案公表

12月 3日から 素案についての市民意見募集
(平成25年1月31日まで)

12月 8日 素案についての説明会(美浜区、稲毛区)
12月 9日 // (若葉区、緑区)
12月15日 // (花見川区、中央区)

平成25年 3月 市民意見の募集結果公表

4 意見募集の案内

【案の公表場所】

都市計画課（市役所6階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

ホームページでご覧になる場合は、以下のURLからご覧ください。

(<http://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/keikaku/>)

※参考として、各区の見直し素案路線図等をご覧頂けます。

【意見の募集方法】

- ・募集期間 平成24年12月3日（月）～平成25年1月31日（木）（必着）
- ・募集方法

「都市計画道路の見直し素案に対する意見」と書き、住所、氏名または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付または持参してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- 1 郵 送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1－1 千葉市役所都市計画課
- 2 F A X：043-245-5627
- 3 電子メール：keikaku.URU@city.chiba.lg.jp
- 4 持 参：都市計画課（市役所6階）

【意見の概要の公表】

いただいた意見の概要は、平成25年3月に公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報は公表しません。

素案についての説明会を開催します

平成24年12月 8日（土）	10:00～11:30	美浜区	高洲コミュニティセンター	2階	講習室
	15:00～16:30	稲毛区	穴川コミュニティセンター	3階	サークル室
12月 9日（日）	10:00～11:30	若葉区	都賀コミュニティセンター	2階	講習室
	15:00～16:30	緑区	鎌取コミュニティセンター	2階	会議室
12月15日（土）	10:00～11:30	花見川区	畠コミュニティセンター	2階	講習室
	15:00～16:30	中央区	中央コミュニティセンター	8階	千鳥・海鷗

※いづれの会も説明する内容は同じです。事前申し込み等は必要ありません。

都市計画道路の見直し素案

平成24年（2012年）12月1日

お問い合わせ

千葉市役所 都市計画課

電話 043-245-5349

ファクシミリ 043-245-5627

電子メール keikaku.URU@city.chiba.lg.jp